出生地：Riyadh, Saudi Arabia 国籍：サウジアラビア 旅券番号：サウジアラビア旅券　Ｆ654645（2005年４月30日発行、2010年３月７日失効、ヒジュラ暦では、1426年６月24日発行、1431年３月21日失効） ＩＤ番号：サウジアラビア国民ＩＤ番号　1028745097 住所：イエメン 国連制裁委員会による指定日：2011年３月24日（2014年４月15日、2015年６月15日及び2018年５月９日に改訂） その他の情報：「アラビア半島のアル・カーイダ」（ＡＱＡＰ）（562. に指定した団体）の作戦実施及び爆弾製造の主要担当者。2011年３月時点でイエメンに潜伏しているとみられる。サウジアラビアで指名手配。ナーセル・アブドルカリーム・アブドゥッラー・アル・ワヒーシー（死亡）、カーシム・モハメド・マフディ・アル・リーミー（569. に指定した個人）、アンワル・ナーセル・アブドゥッラー・アル・アウラキ（573. に指定した個人）と関係がある。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4471886	国籍：サウジアラビア 旅券番号：サウジアラビア旅券　Ｆ654645（2005年４月30日発行、2010年３月７日失効、ヒジュラ暦では、1426年６月24日発行、1431年３月21日失効） ＩＤ番号：サウジアラビア国民ＩＤ番号　1028745097 住所：イエメン 国連制裁委員会による指定日：2011年３月24日（2014年４月15日及び2015年６月15日に改訂） その他の情報：「アラビア半島のアル・カーイダ」（562. に指定した団体）の作戦実施及び爆弾製造の主要担当者。2011年３月よりイエメンに潜伏していると見られる。サウジアラビアで指名手配。ナーセル・アブドルカリーム・アブドゥッラー・アル・ワヒーシー（560. に指定した個人）、カーシム・モハメド・マフディ・アル・リーミー（569. に指定した個人）、アンワル・ナーセル・アブドゥッラー・アル・アウラキ（573. に指定した個人）と連携している。
586. ～763. ［略］	586. ～763. ［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第二百三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年五月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
５価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	５価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
１・２　（略）	１・２　（略）
３　試験	３　試験
３．１　培養細胞の試験	３．１　培養細胞の試験
培養細胞のうち試験に必要な量を対照培養細胞とし、３．１．１の試験を行う。	培養細胞の５％に当たる量又は500mL以上に相当する量を対照培養細胞とし、３．１．１の試験を行う。
また、対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルス培養と同等の条件で培養するとき、80％以上が使用可能であることを確認する。確認された細胞について３．１．２の試験を行う。	また、対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルス培養と同等の条件で培養するとき、80％以上が使用可能であることを確認する。確認された細胞について３．１．２の試験を行う。
さらに、培養終了時の細胞上清について３．１．３及び３．１．４の試験を行う。	さらに、培養終了時の細胞上清について３．１．３及び３．１．４の試験を行う。
３．１．１　細胞株の確認試験	３．１．１　細胞株の確認試験
細胞のアイソザイム分析又はＤＮＡ配列分析を実施するとき、オナガザル属のサル由来の細胞と同定されなければならない。	細胞のアイソザイム分析を実施するとき、オナガザル属のサル由来の細胞と同定されなければならない。
３．１．２～３．５．４　（略）	３．１．２～３．５．４　（略）
４　（略）	４　（略）